

非国家行為体の越境協力新モデル： 欧州連合EGTC規則試訳

柑 本 英 雄

REGULATION (EC) No 1082/2006 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 5 July 2006 on a European grouping of territorial cooperation (EGTC)

2006年7月5日付 欧州における領域的協力団体 (EGTC) に関する欧州議会・欧州理事会規則 (EC) No.1082/2006 (試訳)

欧州議会と欧州理事会は

欧州共同体設立条約、特に159条第3サブパラグラフを考慮し、

欧州委員会からの提案を考慮し、

欧州連合社会経済評議会⁽¹⁾の意見を考慮し、

地域評議会⁽²⁾の意見を考慮し、

条約251条⁽³⁾で定められた手続きに従って行動し、

(1) 条約が想定する経済的・社会的結束の目的を達成するために、条約159条の第3サブパラグラフは、条約の第1サブパラグラフの主題である構造基金以外の、決定されるべき特定の行動を定めている。共同体全体の均衡ある発展と、経済的・社会的・領域的結束を促進するには、領域的協力が強化されなければならないことを意味している。この目的を達成するためには、領域的協力という活動を実施する際の条件を改善する措置を講じることが必要である。

(2) 様々に異なる国家の法律と手続きの枠組みの中で、領域的協力という活動を実施し管理するには、加盟国や、特に、リージョナル、そしてローカルレベルの地方自治体が遭遇する大きな困難を軽減していく措置を講じることが必要である。

(3) EU拡大に伴う、共同体内の陸上国境・海上国境数の明らかな増加を考慮に入れると、共同体内における領域的協力の強化を促進することが必要である。

- (4) 既存の欧州経済利益団体 (the **European economic interest grouping**) のような法律手段は、2000-2006年のプログラムの期間に、**INTERREG** イニシアティブの下では、協力の仕組みの制度化として適していないことが判明した。
- (5) 欧州評議会の法体系は、リージョナル・ローカルレベルの地方自治体が国境を越えて協力することを可能とする、様々な機会と枠組みを提供している。本規則は、それらの枠組みを回避したり、共同体全域にわたってそのような機会や枠組みを画一的に管理するような、一連の共通規則を提供することを意図するものではない。
- (6) 欧州地域開発基金、欧州社会基金、そして結束基金 (4) を定めている、2006年7月11日の **EU** 理事会規則 (**EC**) No.1083/2006は、欧州の領域的協力を支援する手段を増やした。
- (7) 同様に、共同体からの補助金提供なしでも、領域的協力を引き続き実施し、促進することが必要である。
- (8) 領域的協力を妨げる障害を克服するために、法人格を与えられた「欧州における領域的協力団体」(**EGTC**) と呼ばれる、共同体領域における協力団体を設立するための協立法を、共同体レベルで作成することが必要である。**EGTC** 制度の利用は、任意であるべきである。
- (9) **EGTC** には、リージョナル・ローカルレベルの地方自治体をはじめとするその構成員のために行動する権能が与えられることが適切である。
- (10) **EGTC** の業務と権限は、協約 (**convention**) で定められる。
- (11) **EGTC** は、特に、2006年7月5日付欧州議会・欧州理事会規則 (**EC**) No.1083/2006と、欧州議会・欧州理事会規則 (**EC**) No.1080/2006に従う地域開発基金 (5) の下で、共同体によって共同出資された領域的協力プログラム・プロジェクトの施行という目的のため、あるいは、共同体からの資金補助の有無にかかわらず、加盟国やリージョナル・ローカルの地方自治体の単独イニシアティブによる領域的協力のための活動実施の目的のためにも、機能させるべきである。
- (12) 共同体の資金、国家の資金両方の管理に関して、加盟国、リージョナル・ローカルの地方自治体の財政的責任は、**EGTC** の設立によって影響を受けないということが明記されるべきである。

- (13) 特に、警察権力と規制権限のように、公共団体としてリージョナル・ローカルの地方自治体が行使する権限は、協約 (convention) の主題としてはならないことを明示すべきである。
- (14) EGTC は規約 (statute) を定め、予算執行と財政責任行使のための規則と独自の機関を創設することが必要である。
- (15) 領域的協力の条件は、条約第 5 条に規定された補完性原理 (subsidiarity principle) にしたがって策定されるべきである。条約に明記された比例性原則 (principles of proportionality) に従い、本規則は、各加盟国の憲法的枠組みに従った上で、EGTC の利用をオプションとするなど、その目的を達成するため必要な程度を超えるものではない。
- (16) 条約第 159 条第 3 サブパラグラフは、その規定に基づく法律で、第 3 国の団体を含めることを認めていない。しかし、EGTC の設立を認める共同体措置を採用することによって、第 3 国の法律あるいは、加盟国と第 3 国との間で結ばれた協定が認める場合に、本規則に従って組織される EGTC に第 3 国の団体が参加する可能性を排除するものであってはならない。

本規則を採用した。

第1条 EGTCの性質

1. この規則が定める条件と取り決めに従い、欧州における領域的協力団体（以下、EGTCという）を、共同体領域内に設立することができる。
2. EGTCの目的は、経済的・社会的結束の強化という高次の目的に従って、第3条第1項が示す構成員間の、国境間協力・脱国家間協力・地域間協力を容易にし、かつ促進することにある。
3. EGTCは、法人格を有するものとする。
4. EGTCは、各加盟国において、その国内法の下で法人に与えられる最も広範な法的能力を有する。特に、動産・不動産の取得と売却、スタッフの雇用、そして、訴訟当事者となることを可能とするような法的能力である。

第2条 適用法

1. EGTCは、以下に従うものとする。
 - (a)この規則；
 - (b)特にこの規則によって認められる場合には、第8条、9条が規定する協約（convention）と規約（statute）の規定と；
 - (c)この規則で規定されていない問題、または部分的にしか規定されていない問題についてはEGTCの事務所が置かれている加盟国の法律

共同体あるいは国際私法の下で、EGTCの行為を規制する準拠法を定める必要がある場合には、EGTCは、そのEGTCの事務所が置かれている加盟国の団体として扱われる。

2. 加盟国が、独自の適用法を有する幾つかの地域によって構成されている場合には、第1項（c）で言及された「適用法」には、当該加盟国の憲法的枠組みを考慮に入れつつ、それらの地域の法律をも含めるものとする。

第3条 EGTCの構成

1. EGTCは、国内法で与えられた権限の範囲において、以下の1つ以上のカテゴリーに属する団体によって構成される。

- (a)加盟国；
- (b)リージョナルレベルの地方自治体；
- (c)ローカルレベルの地方自治体
- (d)公共事業契約書、公共の供給契約書と公共事業契約書⁽⁶⁾を授与するための手続調整に関する2004年3月31日の欧州議会・欧州理事会指令2004/18/ECの第1条第9項の第2サブパラグラフの意味における公法によって規制されている組織

これらのカテゴリーの1つ以上に属している組織から成り立っている団体は、構成員となりうる。

2. EGTCは、少なくとも2つの加盟国の領域上に位置する構成員で占められるものとする。

第4条 EGTCの設立

1. EGTCの設立の決定は、参加予定の構成員の発議によって行われる。

2. 参加予定の各構成員は、以下を行う。

- (a)EGTCが事務局を設置する予定の加盟国に対して、EGTCへの参加の意図を通知する。そして、
- (b)第8条、第9条が規定する協約 (convention) 案と規約 (statute) 案の写しを加盟国に対して1部送付する。

3. 第2項の規定による参加予定構成員の通知に続き、当該加盟国は、参加予定構成員の権限と義務を含めて、その参加が、この規則あるいは国内法に従っていないとみなすか、その参加が、加盟国の公益あるいは公共政策の理由から正当でないとみなさない限り、その憲法的枠組みを考慮に入れながら、参加予定構成員のEGTCへの参加を承認する。そうでない場合、加盟国は、承認を保留する理由を述べるものとする。

加盟国は、原則として、第2項に基づいた許容しうる申請を受領した日から3カ月以内に、その決定を行う。

参加予定構成員のEGTCへの参加決定を行う際に、加盟国はその国内法を適用することができる。

4. 加盟国は、第2項に定める通知と書類を受領する所轄官庁を指定する。
5. 構成員は、この条の第3項に基づく加盟国による承認との整合性を保ちつつ、第8条が規定する協約 (convention) と、第9条が規定する規約 (statute) に同意するものとする。
6. 協約 (convention) の改正、規約 (statute) の大幅改正は、この条が規定する手続きに従い、加盟国の承認を得るものとする。

規約 (statute) の重要な改正は、直接の、あるいは間接的な、協約 (convention) の改正を必要とする。

第5条 法人格の取得と官報への公表

1. 第9条の規約 (statute) とそれに対する改正は、当該EGTCの事務所が置かれている加盟国で適用される国内法に基づき、登録及び(又は)公表されるものとする。EGTCは、登録または公表のいずれか早い日に法人格を取得する。EGTCの構成員は、当該加盟国と地域評議会に協約 (convention) と、規約 (statute) の登録及び(又は)公表を通知する。
2. EGTCは、規約 (statute) の公表の日から休業日を除く10日以内に、名称・目的・参加団体・事務所の詳細を伴うEGTCの設立公告のEU官報への掲載依頼が、EU出版局 (the Office for Official Publications of the European Communities) に対してなされていることを確認するものとする。

第6条 公的資金の運営管理

1. EGTCの公的資金運営は、EGTCが事務所を置く加盟国の所轄官庁によって管理される。事務所が置かれている加盟国は、この業務のための所轄官庁を、第4条に従いEGTCへの参加に承認を与える前に指定するものとする。
2. 関係加盟国の国内法が要求するときは、EGTCが事務所を置く加盟国の所轄官庁は、関係加盟国内でのEGTCの活動に関する管理を実施するため、及び、あらゆる適切な情報を交換するため、関係加盟国における適切な官庁の調整を行う。
3. 全ての管理は、国際的に通用する監査基準に従って行うものとする。
4. 第1項・第2項・第3項にかかわらず、第7条第3項の第1、第2サブパラグラフが掲げるEGTCの業務が、共同体によって共同出資される活動を含む場合には、共同体が定める資金管理関連法が適用される。
5. EGTCが事務所を置いている加盟国は、資金管理に関して問題が発生した場合には、その旨を関係加盟国に通知するものとする。

第7条 業 務

1. EGTCは、この規則に基づき、構成員によって与えられた業務を行うものとする。その業務は、第4条・第8条に基づき、構成員が承認した協約 (convention) によって定められる。
2. EGTCは、与えられた業務の範囲内で活動するものとする。その業務は、経済的・社会的結束を強化するための領域協力の円滑化と促進に限定され、各構成員の国内法により、その業務が各構成員の権限内にあるという前提で構成員が決定する。
3. 具体的には、EGTCの業務は、第一に、領域協力プログラムの実施、又は、欧州地域開発基金、欧州社会基金、そして結束基金を通じて共同体が共同出資するプロジェクトに限定される。

共同体からの資金援助の有無にかかわらず、EGTCは、第1条第2項に掲げる目的のために、構成員間の領域協力に関する他の具体的な活動を行うことができる。

加盟国は、EGTCが共同体からの資金援助なく行うことのできる業務を、制限することができる。但し、そのような業務には、少なくとも欧州理事会規則(EG)No.1080/2006第6条に掲げる協力活動を含むものとする。

4. EGTC構成員によって預託されるEGTCの業務は、公法によって与えられる権限の行使、又は、警察及び規制権力、司法そして外交政策といった国及び国家機関による一般的利益の保護という義務の遂行に関するものであってはならない。

5. EGTCの構成員は、全員一致により、構成員の1つに、その業務を遂行する権限を与えることができる。

第8条 協約 (Convention)

1. EGTCは第4条に従い、構成員が全会一致で採択した協約 (convention) によって規制される。

2. 協約 (convention) には次に掲げる事項を明記する。

(a)EGTCの名称および事務所。なお、事務所は、少なくとも一つの構成員がその国内法に基づいて設立されている加盟国に置かれる。

(b)EGTCの業務が及ぶ地域の範囲

(c)EGTCの具体的な目的と業務、存続期間と解散条項

(d)EGTC構成員のリスト

(e)協約 (convention) の解釈と施行に適用される法律。その法律は、EGTCの事務所が置かれている加盟国の法律とする。

(f) 資金管理の目的も含む、相互承認のための適切な取り決め、そして

(g)第4条・第5条の義務に従った協約 (convention) の改正手続き。

第9条 規約 (statute)

1. EGTCの規約 (statute) は、協約 (convention) に基づいて全会一致で採択されるものとする。
2. EGTCの規約 (statute) は、最低限、協約 (convention) で定めた全規定を含み、下記の事項も含むものとする。
 - (a)EGTCの組織構造とその権限に関する実施規則、並びにそれら組織への構成員からの代表人数
 - (b)EGTCの意思決定手続き
 - (c)使用言語
 - (d)職務についての取り決め、特に、労務管理、採用手続、および人事契約の性質
 - (e) EGTC各構成員の財政問題を含めて、構成員による資金援助についての取り決め、適用可能な会計・予算規則
 - (f) 第12条第2項に基づく構成員の法的責任に関する取り決め
 - (g)独立した外部監査人の指名に責任を負う当局
 - (h)第4条・第5条の義務に従った規約 (statute) の改正手続き、

第10条 EGTCの組織

1. EGTCは、少なくとも以下の機関を置くものとする。
 - (a)構成員の代表によって組織される総会
 - (b)EGTCを代表し、その利益のために活動する執行責任者 (代表)
2. 規約 (statute) は、権限が明確な組織を追加規定することができる。
3. EGTCは、その機関の行為によって第三者に生じた法的責任を負う。当該行為がEGTCの業務の範囲内でない場合でも同様である。

第11条 予 算

1. EGTCは、総会において採択された年度予算を定めるものとする。それには、特に、運営経費に関する項目、および、必要な場合には、事業経費も含む。
2. 年次報告書の添付・会計監査・決算公告（必要な場合）を含む決算の準備については第2条第1項(C)に従うものとする。

第12条 債務弁済、債務超過、支払いの中断、および法的責任

1. 第2項および第3項に特に定めのない限り、EGTCは、債務弁済、債務超過、支払いの中断および類似の手續きに関し、事務所の置かれている加盟国の法に従うものとする。

2. EGTCは、どのような性質の債務に対しても責任を負うものとする。

EGTCの資産が、その責任を果たすのに十分でない場合、構成員が形成されている国内法が、その構成員の責任を排除又は制限していない限りにおいて、構成員はどのような性質のEGTCの債務に対しても責任を負うものとする。各構成員の責任負担は、資金援助の額に応じて定められる。資金援助についての取り決めは、規約 (statutes) が定める。

少なくとも1つの構成員の責任が、自国の法の結果、制限されている場合には、他の構成員も、規約 (statutes) において自らの責任を制限することができる。

構成員は、EGTCの構成員ではなくなった後でも、構成員である期間にEGTCの活動から生じた義務については責任を有するとの規定を規約 (statutes) に置くことができる。

有限責任しか負わない構成員を擁するEGTCの名称には、「有限」という語を含むものとする。

有限責任しか負わない構成員を擁するEGTCの協約 (convention)、規約 (statutes)、そして決算の公表は、少なくとも、EGTCが事務所を置く加盟国の法に基づいて設立されている、有限責任しか負わない構成員を擁する他の法人に要求されるものと同等とする。

加盟国は、有限責任しか負わない構成員を擁する EGTC が、自国の領土へ登録することを禁止できる。

3. 構造基金及び(又は) 結束基金から EGTC に提供された資金に関する加盟国の財政的な責任は損なわずに、本規則を理由として、自らが構成員となっていない EGTC に関し、いかなる財政的な責任も加盟国には生じない。

第13条 公 益

EGTC が、ある加盟国の、公共政策・治安・公衆衛生・公衆道徳に関する規定、あるいは、その加盟国の公益に反する活動を行った場合には、EGTC が問題とされている活動を止めない限り、その加盟国の所轄官庁は、その領域内におけるその活動を禁止、あるいは、自国の構成員に EGTC から脱退するよう要求することができる。

そのような EGTC 構成員間の領域協力に対する禁止は、恣意的な又は偽装の制限手段であってはならない。司法当局は、所轄官庁による決定を見直せるものとする。

第14条 解 散

1. 協約 (convention) が定める解散の規定にかかわらず、正当な利益を有する所轄官庁の申し立てがあった場合、EGTC の事務所が置かれている加盟国の管轄裁判所又は所轄官庁は、EGTC がもはや第 1 条第 2 項または第 7 条の要求に従っていないと認めるとき、又は、特に、EGTC が第 7 条の業務の範囲を逸脱して活動していると認めるときは、EGTC の解散を命じるものとする。管轄裁判所又は所轄官庁は、構成員が属する全ての加盟国に、EGTC 解散の申立てについて通知を行う。
2. 管轄裁判所又は所轄官庁は、EGTC に対し、その状況を是正するための時間を与えることができる。EGTC が、与えられた時間内にそれを行うことができなければ、管轄裁判所又は所轄官庁は、EGTC の解散を命じるものとする。

第15条 裁判権

1. EGTCの作為や不作為によって不当な扱いを受けたと考える第三者は、司法手続きにより損害賠償請求を行う権利を有する。
2. この規則に特別の定めがある場合を除き、EGTCに関する争議については、裁判権に関する共同体法が適用される。共同体法に規定がない場合には、争議解決のための管轄裁判所は、EGTCが事務所を置く加盟国の裁判所とする。第4条第3項または第6項、あるいは第13条の争議解決のための管轄裁判所は、決定に対して不服が申し立てられている加盟国の裁判所とする。
3. この規則は、個人が、
 - a) EGTCが行っている活動に関して行政が下した決定
 - b) 自国語によるサービス入手の権利
 - c) 情報入手の権利に関し、EGTCの構成員である公共団体に対して、不服申し立てを行う憲法上の権利を奪わない。

このような場合、管轄裁判所は、その国の憲法によって上訴の権利が発生している加盟国の裁判所とする。

第16条 最終規定

1. 加盟国は、この規則の効果的な適用を図るために相応しい規定を策定するものとする。

当該加盟国の国内法の条項の下で必要な場合には、その加盟国は、加盟国内部の領域的協力に関する限りで、第3条第1項の意義の範囲内におけるEGTCの構成員が既に有している業務の包括的リストを策定することができる。

加盟国は、欧州委員会及び、その他の加盟国に、適宜、この条の下で採用された規定を通知するものとする。

2. 加盟国は、協約 (convention) と規約 (statute) の登録に関する費用を支出することができる。但し、その費用は、行政経費を超えてはならない。

第17条
報告および見直しに関する条項

2011年8月1日までに、欧州委員会は、必要に応じ、本規則の適用に関する報告と、改正の提案とを、欧州議会と欧州理事会に送付するものとする。

第18条
発 効

本規則は、EU官報に公表した翌日から効力を発生する。

本規則は、2007年8月1日までに適用する。但し、第16条は、2006年8月1日から適用する。

本規則は、すべての加盟国に拘束力を有し、直接に適用可能である

2006年7月5日ストラスブールにおいて

For the European Parliament
The President
J. BORRELL FONTELLES

For the Council
The President
P. LEHTOMÄKI

*本試訳については、研究会での議論の対象となることを目的としていたため、脚注については一括して文末脚注とさせて頂いたことをお断りしておく。

-
- (1) OJ C 255, 14. 10. 2005, p.76.
 - (2) OJ C 71, 22. 3. 2005, p.46.
 - (3) Opinion of the European Parliament of 6 July 2005 (not yet published in the Official Journal), Council Common Position of 12 June 2006 (not yet published in the Official Journal) and Position of the European Parliament of 4 July 2006 (not yet published in the Official Journal).
 - (4) See page 25 of this Official Journal.
 - (5) See page 1 of this Official Journal.
 - (6) OJ L 134, 30. 4. 2004, p.114. Directive as last amended by Commission Regulation (EC) No 2083/2005 (OJ L 333, 20. 12. 2005, p.28).

謝辞と訳者補足

越境協力における EGTC の重要性についての気づきは、文部科学省科学研究費補助金（基盤研究 B）「21世紀“共生”システム構築を目的とした社会文化的な“島々”の研究」（中央大学文学部新原道信教授）での跨境協力現地調査（2006年3月・2007年3月、イタリア・Friuli Venezia Giulia 州）が、その端緒となった。貴重な機会を与えてくださったことと平素の研究会でのご指導に対し、記して新原道信教授に御礼を申し上げたい。

また、2007年5月の「EU サブリージョンと東アジア共同体」研究会（城西大学紀尾井町キャンパス）の EGTC 報告に関して、報告作成の段階で、研究代表の早稲田大学社会科学学術院多賀秀敏教授から跨境協力に関するご指導、新潟国際情報大学情報文化学部白井陽一郎教授から EU 研究の立場から、翻訳についてのご教示を賜った。また、質疑において、「“領域的協力団体”との訳をつけたが、本来は訳としては、越境広域行政組合なのではないか？」との訳者の問いに関して、龍谷大学法学部富野暉一郎教授から「行政組合であれば、他の非統治的行為体が入り込むには限界があるので、注意を要する。NPO などが入ってくれば、行政組合とはいえなくなる。したがって、その意味で規制されるべき行為体はなにかが重要になってくる。」とのご意見を頂戴した。成城大学法学部大津浩教授から「公法上の団体か（公法人）、私法上の団体か（私法人）の峻別が重要であろう。公法人であってこそ、行政体としての“越境広域行政組合”の訳がつくのではないか。そうでない場合は、“領域的協力団体”の方がよいであろう。」とのご教示を賜った。さらに、山形大学人文学部高橋和教授からは、EGTC の「リエゾンの場」との新しい言説を頂戴することができた。今後、これらの議論を網羅する形で、研究論文を執筆し、御礼としたい。